大阪府指定出資法人の役員報酬制度に

関する意見書

令和６年１１月

大阪府指定出資法人評価等審議会

**１　はじめに**

　府退職者常勤役員の役員報酬制度については、令和５年１２月に本審議会において、意見書をとりまとめ、役員報酬水準の見直しを行った。その際、報酬水準については、今後も社会経済環境等の変化を踏まえ、定期的に点検を行っていくことが必要であるとする意見を付したところである。

　前回の見直し後も、民間企業では引き続き従業員等の給与等の引き上げが実施されており、このような社会経済環境等の変化に指定出資法人が対応できるよう、今般、役員報酬水準について再点検を実施した。

　会議の開催については、以下のとおりである。

|  |
| --- |
| 【審議会開催状況】第１回（令和６年１０月３０日）・役員報酬制度について第２回（令和６年１１月１２日）・役員報酬制度について　（大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案）） |

**２　役員報酬水準の見直しについて**

前回の意見書においては、民間企業では労働力人口が減少する中、人材確保競争が激化し、従業員等の給与等を引き上げる動きがみられたため、役員報酬水準の見直しを行った。

しかしながら、今後も引き続き民間企業の従業員給与の賃上げが進むことが予想されることから、現在の報酬水準では、法人が必要な人材を確保することが困難となる恐れがある。

そのため、引き続き指定出資法人が必要な人材を確保していくためには、報酬水準について、民間給与等の上昇率を基に３％程度の見直しを行い、７６０万円～１，１１０万円の範囲とすることについて、一定の妥当性があると考える。

新たな報酬水準に基づく各指定出資法人の報酬基準については、令和７年度より適用すべきである。

また、報酬水準については、今後も社会経済環境等の変化を踏まえ、定期的に点検を行っていくことが必要である。

なお、現在の報酬水準の見直し方法では、報酬額が低いほど見直し割合が高くなることから、次回、報酬水準の見直しを行う際は、その点も考慮し、見直し方法を検討する必要があると考える。

― １ ―